

お客さま各位

令和 6 年 3 月 25 日

一関信用金庫

カードローン契約規定改定のお知らせ

平素より、当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では 令和 6 年 4 月 1 日（月）から、カードローンの契約規定等を下記のとおり改定いたします。主な改定として高齢者雇用安定法の改正により、一般的な雇用義務が 65 歳までとなったことから、ご融資対象年齢を「満 60 歳以下」から「満 65 歳未満」に改め、それと同時に契約の終了規定を改定することといたしました。改定後の規定等は、新たにカードローンをご契約いただくお客さまのほか、すでにご利用いただいているお客さまに対しても適用されますのでご了承ください。

記

1. 対象となるカードローン

「いちしんスーパーVIP カードローン」

2. 主な改定事項

- (1) 融資対象者を、「満 20 歳以上満 65 歳未満」に改定いたします。
- (2) カードローン契約規定を次表のとおり、改定いたします。

(傍線部分が改定箇所)

条文	新	旧
第 3 条 1	<p>この契約に基づき、ローンカードを使用して当座貸越を受けられる期間は、この契約の成立の日から表記の期間を経過する日の属する月の返済日までとします。</p> <p>(中略)</p> <p>なお、借主の年齢が契約期間満了日の次期更新期間内に<u>満 65 歳</u>を超える場合は、契約期間の延長ができないものとし、<u>貸出</u></p>	<p>この契約に基づき、ローンカードを使用して当座貸越を受けられる期間は、この契約の成立の日から表記の期間を経過する日の属する月の返済日までとします。</p> <p>(中略)</p> <p>なお、借主の年齢が契約期間満了日の次期更新期間内に<u>満 60 歳</u>を超える場合は、契約期間の延長ができないものと<u>します。た</u></p>

	<p>残高は、満 65 歳に達する日以降に到来する最初の 3 月 31 日までに、またはお勤め先を退職した場合に一括返済するものとし<u>ます。</u></p>	<p>だし、満 60 歳を迎え契約期間満了日までに貸出残高の一括返済が困難な借主については、新たな貸越を中止し、当座貸越のまま毎月定額返済と任意返済とを併用して満 65 歳までに貸出残高を完済するものとし<u>ます。</u></p>
第 10 条 4	<p>前項の場合、貸越元利金残高がないときは、解約もしくは期間満了の日にこの契約が終了するものとし<u>ますが</u>、貸越元利金があるときは、直ちに貸越元利金全額を返済するものとし、その完済をもってこの契約が終了するものとし<u>ます。</u></p>	<p>前項の場合、貸越元利金残高がないときは、解約もしくは期間満了の日にこの契約が終了するものとし<u>ますが</u>、貸越元利金があるときは、直ちに貸越元利金全額を返済するものとし、その完済をもってこの契約が終了するものとし<u>ます。</u>但し、金庫が認めた場合は、借主は貸越元利金をこの契約の条項により返済できるものとし、貸越元利金全額が完済された日にこの契約が終了するものとし<u>ます。</u></p>

3. 改定日 令和 6 年 4 月 1 日 (月)

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

一関信用金庫 営業推進部 個人営業課

TEL 0120-37-9006